

「庄原市立東城小学校いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、東城小学校の全ての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

（いじめの定義）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第二条】

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

【いじめの防止のための基本的な方針 p.4 （平成25年10月 文部科学省決定）】

1 いじめに向けての基本姿勢

全教職員が、「いじめはどの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、得られた情報は全教職員で共有し、学校として迅速かつ組織的に対応していきます。

（いじめ防止のための基本姿勢におけるポイント）

- ① 学校、学級にいじめを許さない、いじめを見過ごさない雰囲気を作る。
- ② 児童一人一人の自己効力感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障すると共に、学校内だけでなく関係諸機関と連携を図り解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して指導にあたる。

2 いじめ防止校内組織の設置

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、該当担任、その他校長が必要と認める者からなる、いじめ防止等に係る校内組織を設置する。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取組（別表）

4 教育委員会や関係諸機関との連携

- （1）いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応を相談します。これは、児童や保護者からいじめ

により重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命又は財産に重大な損害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連携と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実関係により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に考え、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は、教育的配慮に留意し、児童自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、その結果を公表する。

【別表】いじめの未然防止，早期発見，早期対応等に関する取組

1 学校全体としての取組

(1) いじめの未然防止

学校の取組	保護者との連携や依頼内容
<ul style="list-style-type: none">○いじめを許さない雰囲気づくり○居場所のある学級づくり (学級力の向上…担任との人間関係づくり認め合える温かい人間関係，規律のある集団等)○生徒指導の3機能を位置づけた分かる授業づくり○コミュニケーション能力の育成 (ソーシャルスキルトレーニング，構成的グループエンカウンター，アサーション等)○人間関係の築き方及びトラブルの対処法○いじめの構造，対処の仕方についての指導○道徳教育の充実○特別活動の充実○体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none">○児童への愛着形成と健全な親子関係作り○自他を大切にする心の育成○自他の物を区別し，大切に扱う心の育成○人間関係の築き方及びトラブルの対処法○いじめの構造，対処の仕方についての指導○携帯電話・スマホ，インターネット，ゲーム，テレビ等の約束づくり○善悪の判断力の育成○地域での様々な体験活動への参加

(2) 早期発見

学校の取組	保護者との連携等
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめへのアンテナを高くする危機意識向上に向けた研修の実施 ○児童一人一人への声かけ及び細かな変化の把握 ○個別面談とアンケートによる情報収集 ○収集した情報の確実な共有 ○相談窓口の周知 ○持ち物へのいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的、積極的な児童との会話の推進 ○服装の汚れや乱れ、けがのチェック ○児童の持ち物の紛失や増加への注意 ○相談窓口の周知

(3) いじめの早期対応

①暴力を伴わないいじめ

	学校の取組	保護者との連携等
いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちの共感と「いじめから全力で守ることの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時における見回りの実施等により、被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査により、根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童を守る強い姿勢を見せると共に、児童の話をよく聞くことで事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校方針の理解と協力
いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係諸機関との連携 (子ども教育家庭センター・カウンセラー) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と共に児童の言い分を聞く ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）

②暴力を伴ういじめ

	学校の取組	保護者との連携等
いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちの共感と「いじめから全力で守ることの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時における見回りの実施等により、被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査により、根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童を守る強い姿勢を見せると共に、児童の話をよく聞くことで事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校方針の理解と協力
いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係諸機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と共に児童の言い分を聞く

	(警察・子ども教育家庭センター・カウンセラー)	○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
--	-------------------------	-----------------------

③ 周囲の児童への指導及び対応等

学校の取組	保護者との連携等
<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 ○自分の問題として捉えさせると共に、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず、学校や保護者へ知らせるよう指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

2 児童会の取組

★児童会を中心にいじめを許さない学校づくりを目指す。

- ①いじめ撲滅に向けた児童会目標を設定する。
- ②一人一人の児童が自尊感情及び自己効力感をもてるような児童会行事を実施する。

3 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関心をもち、淋しさやストレスに気付くことのできるような働きかけ（教育講演会等の実施） ○児童の頑張りをしっかり認めほめること、いけない時はいけないと叱ることの実践啓発 ○親子が話しやすい雰囲気づくり ○PTC、懇談会等、保護者同士の関係づくり ○親がわが子のことを理解するためのチェックシートの活用
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○児童たちへの積極的な挨拶と声かけの依頼 ○困っている児童への積極的な声かけと学校（保護者）への連絡 ○社会体育と連携した取組 ○行事・イベントへの積極的な関わり ○地域のみんなで児童を育てる意識づくり ○地域からの意見の収集